

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成25年11月14日
【四半期会計期間】	第62期第3四半期（自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日）
【会社名】	ダイトエレクトロン株式会社
【英訳名】	Daito Electron Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 前 績行
【本店の所在の場所】	大阪市淀川区宮原四丁目6番11号
【電話番号】	06(6399)5041(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 財務部長 毛利 肇
【最寄りの連絡場所】	大阪市淀川区宮原四丁目6番11号
【電話番号】	06(6399)5041(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 財務部長 毛利 肇
【縦覧に供する場所】	ダイトエレクトロン株式会社 東京本部 (東京都千代田区麹町三丁目6番地) ダイトエレクトロン株式会社 名古屋支店 (名古屋市中区栄三丁目10番22号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第61期 第3四半期連結 累計期間	第62期 第3四半期連結 累計期間	第61期
会計期間	自平成24年1月1日 至平成24年9月30日	自平成25年1月1日 至平成25年9月30日	自平成24年1月1日 至平成24年12月31日
売上高(千円)	26,973,188	26,096,607	36,067,441
経常利益(千円)	432,366	81,678	466,934
四半期(当期)純利益又は四半期純損失 ()(千円)	242,863	8,666	182,761
四半期包括利益又は包括利益(千円)	283,891	229,021	354,037
純資産額(千円)	11,440,164	11,624,368	11,525,216
総資産額(千円)	25,122,220	24,983,443	23,622,689
1株当たり四半期(当期)純利益金額又は 1株当たり四半期純損失金額()(円)	21.96	0.78	16.49
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期) 純利益金額(円)	-	-	-
自己資本比率(%)	45.5	46.5	48.8

回次	第61期 第3四半期連結 会計期間	第62期 第3四半期連結 会計期間
会計期間	自平成24年7月1日 至平成24年9月30日	自平成25年7月1日 至平成25年9月30日
1株当たり四半期純利益金額又は 1株当たり四半期純損失金額()(円)	7.97	0.84

(注)1. 当社は、四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には消費税等は含まれておりません。
3. 第61期第3四半期連結累計期間及び第61期の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
4. 第62期第3四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失金額であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
5. 当社は第61期において従業員株式所有制度を導入しておりました。当制度の導入に伴い、第61期第3四半期連結累計(会計)期間及び第61期の1株当たり四半期(当期)純利益金額の算定に用いられた普通株式の期中平均株式数は、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が所有する当社株式の数を控除しております。

2【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び連結子会社)が営む事業の内容について重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

なお、第1四半期連結会計期間より報告セグメントの区分を変更しております。詳細は、「第4 経理の状況
 1. 四半期連結財務諸表 注記事項(セグメント情報等)」に記載のとおりであります。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、又は、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第3四半期連結累計期間におけるわが国経済は、昨年の政権交代以降、政府による新たな経済対策や日銀の大規模な金融緩和策に対する期待感により、為替市場における円高の是正や株式市場における株価の回復など、景気回復の兆しが見え始めました。しかしながら、長期化する欧州の債務危機問題、中国をはじめとする新興国経済の成長鈍化等による世界経済の減速により、依然として先行きの不透明な状況が続いております。

当社グループの属しておりますエレクトロニクス業界におきましても、上記のような経済環境を受け、自動車関連、スマートフォンやタブレット端末機器関連等の一部の分野では景気の回復基調も見え始めましたが、全般的には企業の設備投資の本格的な回復には至らず、総じて厳しい状況にて推移いたしました。

このような状況下、当社グループの業績につきましては、主要な市場であります産業用機械・設備市場の低迷が続いている影響が大きく、特に製造装置関連の需要の回復が遅れており、厳しい状況にて推移いたしました。また、電子機器及び部品関連の一部では需要の回復傾向が見え始めましたが、業績全体を押し上げるまでには至らず、特に利益面に関しては前年同期の実績を大幅に下回りました。

この結果、当社グループの当第3四半期連結累計期間の売上高は26,096百万円（前年同期比3.2%減）、営業利益は11百万円（前年同期比96.4%減）、経常利益は81百万円（前年同期比81.1%減）、四半期純損失は8百万円（前年同期は242百万円の利益）となりました。

セグメント別の概況は以下のとおりであります。

当社は、平成25年1月1日付にて、当社の製造装置（電子材料製造装置）の製造を行っているEM事業部を当社の国内子会社であるダイトロンテクノロジー株式会社へ、また電子機器及び部品（電源機器）の製造を行っている電源事業部を当社の国内子会社であるダイトデンソー株式会社へ事業譲渡いたしました。

これに伴い、第1四半期連結会計期間より、「製造装置」に含まれておりましたEM事業部及び「電子機器及び部品」に含まれておりました電源事業部は、いずれも「国内子会社」へ報告セグメントの区分を変更してまいります。

なお、各セグメントの前年同期比較については、前年同期の実績を変更後の報告セグメントの区分に組み替えた数値で比較しております。

電子機器及び部品

当セグメントにつきましては、主要な市場であります産業用機械・設備市場における企業の生産調整、在庫調整の影響を受けるなか、「電源機器」のスイッチング電源や無停電電源装置、「画像関連機器・部品」のCCDカメラやレンズ・照明、「情報システム」の非接触ICカードシステムや映像情報システム等は堅調に推移し、当セグメントの業績を牽引いたしました。しかしながら、主力商品である「電子部品&アセンブリ商品」のコネクタやハーネス、及び「半導体」「エンベデッド（組み込み用ボード）システム」の商品群につきましては、価格競争の激化により利益率が低下し、セグメント全体の利益は前年同期の実績を大きく下回りました。

この結果、当セグメントの売上高は16,654百万円（前年同期比6.5%増）、セグメント利益（営業利益）は151百万円（前年同期比60.7%減）となりました。

製造装置

当セグメントにつきましては、「光デバイス製造装置」「LSI製造装置」「電子材料製造装置」「フラットパネルディスプレイ製造装置」及び「エネルギーデバイス製造装置」等の商品群につきましては、欧州の財政不安や中国をはじめとする新興国における経済成長の鈍化等による先行き不透明感の高まりを受けて設備投資の抑制傾向が続いたため、セグメント全体の業績は前年同期の実績を大きく下回りました。

この結果、当セグメントの売上高は4,684百万円（前年同期比34.7%減）、セグメント損失（営業損失）は158百万円（前年同期は78百万円の利益）となりました。

国内子会社

当セグメントにつきましては、電子機器及び部品事業を行っておりますダイトデンソー株式会社は、産業用機械・設備メーカー等の生産活動の低迷の影響を受けつつも、底堅く推移いたしました。しかしながら、製造装置事業を行っておりますダイロンテクノロジー株式会社では、電子材料製造装置は堅調に推移したものの、LSI製造装置や光デバイス製造装置等は設備投資抑制の影響を大きく受けたため、非常に厳しい状況にて推移いたしました。

この結果、当セグメントの売上高は1,703百万円（前年同期比12.0%減）、セグメント利益（営業利益）は9百万円（前年同期比95.7%減）となりました。

海外子会社

当セグメントにつきましては、欧州の財政不安による景気停滞、アジア地域における設備投資の縮小、価格競争の激化による利益率の低下等により、業績は厳しい状況で推移いたしました。このような状況下ではありましたが、北米市場を対象に事業を行っておりますダイロン, INC.の鉄道車両用ハーネス事業が堅調に推移したこと、韓国、東アジア市場を対象に事業を行っておりますダイロン（韓国）CO., LTD.の画像関連機器事業での収益が大幅に改善したことが当セグメントの業績に大きく貢献したため、セグメント全体の業績では前年同期の実績を大きく上回りました。

この結果、当セグメントの売上高は3,053百万円（前年同期比37.5%増）、セグメント利益（営業利益）は72百万円（前年同期は44百万円の損失）となりました。

(2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は「当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」を定めており、その内容は以下のとおりであります。

(当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針)

当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、公開会社として、株主、投資家の皆様による当社株券等の自由な売買を認める以上、大量買付行為に応じて当社株券等の売却を行うか否かのご判断は、最終的には当社株券等を保有する当社株主の皆様の意思に基づき行われるべきものと考えます。

しかしながら、近年のわが国の資本市場においては、対象会社の賛同を得ずに、一方的に大量買付行為又はこれに類似する行為を強行する動きも見受けられます。こうした大量買付行為の中には、対象会社の企業価値の向上および会社の利益ひいては株主共同の利益の実現に資さないものも少なくありません。

当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、当社の様々な企業価値の源泉を十分に理解し、当社を支えていただいておりますステークホルダーとの信頼関係を築き、当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならぬと考えております。したがって、当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益を著しく害するおそれのある不適切な大量買付行為又はこれに類似する行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として適切ではないと考えております。

基本方針の実現に資する特別な取組み

当社では、当社の企業価値の向上および会社の利益ひいては株主共同の利益の実現によって、株主、投資家の皆様に長期的に継続して当社に投資していただくため、今般決定しました上記の基本方針の実現に資する特別な取組みとして、以下の施策を実施しております。

この取組みは、下記2の当社の企業価値の源泉を十分に理解した上で策定されており、当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益を中長期的に向上するべく十分に検討されたものであります。したがって、上記の基本方針に沿うものであり、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員の地位の維持を目的とするものでもありません。

1. 企業価値向上に資する取組み

当社グループは、「ダイトロンスピリッツ」と称して、創業の精神、行動規範、経営理念を制定し、株主満足・顧客満足・仕入先満足・従業員満足の4つの視点を経営方針として定めると共に、法令遵守や社会貢献への取組みを企業の基本的姿勢として提示しています。

また、平成23年度を初年度とする「第7次三ヵ年経営計画（平成23年度～平成25年度）」においても、前三ヵ年経営計画の「Coordinator for the NEXT」（グローバルな観点で市場を捉え、お客様ニーズの一步先の価値を創造し、提供する。）をグループ・ステートメントとして定めております。

2. 企業価値の源泉

当社グループは、メーカーを有する「技術商社」としてマーケティング力と物流サービス力に、商品・サービスの高付加価値化と収益力の向上につながる「メーカー機能」を主軸とした『製販一体』を追求し、ここに付加価値を見出し、これが当社の最も基本的な戦略です。

製販一体路線のグループ編成
技術商社としての先見性とマーケティング力
バランスのとれた事業編成
業界トップクラスの物流サービス機能
優良な顧客資産と豊富な口座数

これらの強みを活かすことにより、顧客ニーズを的確に具現化し、付加価値とコスト競争力の高い商品・サービスの提供を可能にしております。

3. コーポレート・ガバナンスの強化に対する取組み

当社グループは、経済のグローバル化が進み企業を取巻く経営環境が著しく変化する中、企業が持続的に発展し、「企業価値の最大化」を常に追求していくことが社会の健全な発展に寄与し、社会的責任を果たすものと考えております。そのために必要不可欠となる法令遵守はもとより、企業倫理、地球環境、社会貢献等を含んだ経営理念を制定しております。この経営理念を実現するためにはコーポレート・ガバナンスの強化が重要課題であると認識し、平成25年3月29日提出の第61期有価証券報告書の「第4 提出会社の状況 6 コーポレート・ガバナンスの状況等 (1) コーポレート・ガバナンスの状況」に記載のとおりの方針を実施しております。

4. ステークホルダーからの信頼を得るための取組み

当社グループは、株主の皆様、顧客、取引先、従業員、地域社会等のステークホルダーからの信頼を一層高めるため、コンプライアンス、リスク管理、環境・安全・品質の確保、社会貢献活動等CSR（企業の社会的責任）活動の更なる充実・強化に努めてまいります。

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、当社株券等に対する大量買付行為が行われた場合、当該大量買付行為が当社の企業価値の向上および会社の利益ひいては株主共同の利益の実現に資するものであるか否か、株主の皆様に適切に判断していただき、提案に応じるか否かを決定していただくためには、大量買付者及び当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供され、検討のための十分な期間が確保されることが不可欠であると考えます。また、当社は、当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益の確保又は向上の観点から大量買付行為の条件・方法を変更・改善させる必要があると判断する場合には、大量買付行為の条件・方法について、大量買付者と交渉すると共に、代替案の提案等を行う必要もあると考えておりますので、そのために必要な時間も十分に確保されるべきであります。

当社は、このような考え方に立ち、平成23年2月7日開催の取締役会において、当社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）の具体的な内容を決定し、平成23年3月30日開催の第59期定時株主総会にて、株主の皆様より承認、可決され、更新いたしました。なお、当社は、平成20年3月28日開催の第56期定時株主総会における株主の皆様のご承認を得て会社の支配に関する基本方針及び当社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策）（以下「旧プラン」といいます。）を導入していたものであり、本プランは、旧プランの有効期間満了に伴い、これを更新したものです。

本プランは、大量買付者に対し、本プランの遵守を求めると共に、大量買付者が本プランを遵守しない場合、並びに大量買付行為が当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益を著しく害すると判断される場合の対抗措置を定めており、その概要は以下のとおりであります（なお、本プランの詳細につきましては、当社のホームページ（<http://www.daitron.co.jp/index.html>）で公表している平成23年2月7日付プレスリリース「会社の支配に関する基本方針および当社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策）の更新に関するお知らせ」をご参照ください。）。

1. 本プランの発動に係る手続

本プランの対象となる行為は、当社の株券等に対する20%以上の買付けその他の有償の譲受け又はこれらに類似する行為（以下「大量買付行為」といいます。）が行われる場合に、大量買付行為を行い又は行おうとする者（以下「大量買付者」といいます。）に対し、当該大量買付行為の内容の検討に必要な情報の提供を求め、当該大量買付行為についての情報の収集及び検討のための一定の期間を確保した上で、必要に応じて、大量買付者との間で大量買付行為に関する条件・方法について交渉し、更に、当社取締役会として、株主に代替案を提示するなどの対応を行っていくための手続を定めております。

2. 対抗措置の概要

本プランは、大量買付者に対して所定の手続に従うことを要請すると共に、かかる手続に従わない大量買付行為がなされる場合や、かかる手続に従った場合であっても当該大量買付行為が当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益を著しく害するものであると判断される場合には、かかる大量買付行為に対する対抗措置として、原則として新株予約権を株主に無償割当てするものです。

本プランに従って割当てられる新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）には、大量買付者及びその関係者は、本新株予約権を行使することを禁止する行使条件や、当社が本新株予約権の取得と引換えに大量買付者以外の本新株予約権者に当社株式を交付する取得条項等を付すことが予定されております。

また、会社法その他の法律及び当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切であると判断された場合には当該その他の対抗措置が用いられることもあります。

本新株予約権の無償割当てが実施された場合、かかる行使条件や取得条項により、当該大量買付者及びその関係者の有する議決権の当社の総議決権に占める割合は、大幅に希釈化される可能性があります。

3. 独立委員会の設置

本プランに定めるルールに従って一連の手続が進行されたか否か、及び、本プランに定めるルールが遵守された場合に当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益を確保し又は向上させるために必要かつ相当と考えられる一定の対抗措置を講じるか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います。その判断の合理性及び公正性を担保するために、当社は、当社取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置することとします。独立委員会は、3名以上5名以下の委員により構成され、委員は、社外取締役、社外監査役、弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者及び他社の取締役又は執行役として経験のある社外者等の中から当社取締役会が選任するものとします。

4. 情報開示

当社は、本プランに基づく手続を進めるにあたって、大量買付者が出現した事実、大量買付者から十分な情報が提供された事実、取締役会の判断の概要、独立委員会の判断の概要、対抗措置の発動又は不発動の決定の概要、対抗措置の発動に関する事項その他の事項について、株主の皆様に対し、適時適切に開示いたします。

本プランの合理性（本プランが基本方針に沿い、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと及びその理由）

当社取締役会は、以下の理由により、本プランが、上記の基本方針に沿うものであり、当社株主の共同の利益を毀損するものでなく、また当社役員の地位の維持を目的とするものでないと判断しております。

1. 買収防衛策に関する指針（経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」）等の要件等を完全に充足していること
2. 企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益の確保又は向上を目的としていること
3. 株主意思を重視するものであること
4. 独立性の高い社外者（独立委員会）の判断の重視
5. 対抗措置に係る合理的な客観的要件の設定
6. 独立した地位にある第三者専門家の助言の取得
7. デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

(3) 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間における当社グループの研究開発費は99百万円であり、研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	40,000,000
計	40,000,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成25年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成25年11月14日)	上場金融商品取引 所名又は登録認可 金融商品取引業協 会名	内容
普通株式	11,155,979	11,155,979	東京証券取引所 市場第一部	権利内容に何ら限定の ない当社における標準 となる株式であり、単 元株式数は100株であ ります。
計	11,155,979	11,155,979	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成25年7月1日～ 平成25年9月30日	-	11,155,979	-	2,200,708	-	2,482,896

(6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7)【議決権の状況】

【発行済株式】

平成25年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 51,100	-	権利内容に何ら限定のない、 当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 11,093,000	110,930	同上
単元未満株式	普通株式 11,879	-	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	11,155,979	-	-
総株主の議決権	-	110,930	-

(注)上記「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が900株含まれております。

なお、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数9個が含まれております。

【自己株式等】

平成25年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) ダイトエレクトロン株式会社	大阪市淀川区宮原 四丁目6番11号	51,100	-	51,100	0.45
計	-	51,100	-	51,100	0.45

2【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（平成25年7月1日から平成25年9月30日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成25年1月1日から平成25年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成24年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成25年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	5,748,734	5,417,961
受取手形及び売掛金	9,034,816	9,723,632
電子記録債権	487,616	913,843
商品及び製品	1,325,278	1,610,299
仕掛品	918,933	768,446
原材料	170,172	204,287
その他	600,144	999,938
貸倒引当金	30,269	1,043
流動資産合計	18,255,427	19,637,365
固定資産		
有形固定資産	3,549,686	3,400,567
無形固定資産	263,460	175,981
投資その他の資産		
その他	1,562,221	1,805,996
貸倒引当金	8,105	36,467
投資その他の資産合計	1,554,115	1,769,529
固定資産合計	5,367,262	5,346,077
資産合計	23,622,689	24,983,443
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	7,367,894	7,883,428
短期借入金	-	507,500
1年内返済予定の長期借入金	322,680	1,120,640
未払法人税等	245,128	133,912
賞与引当金	21,293	259,595
その他の引当金	44,639	50,433
その他	1,059,170	1,418,755
流動負債合計	9,060,806	11,374,265
固定負債		
長期借入金	1,039,970	-
退職給付引当金	1,643,721	1,720,270
資産除去債務	45,458	46,688
その他	307,516	217,850
固定負債合計	3,036,667	1,984,809
負債合計	12,097,473	13,359,074

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成24年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成25年9月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,200,708	2,200,708
資本剰余金	2,482,896	2,482,896
利益剰余金	6,879,879	6,759,664
自己株式	1,009	19,329
株主資本合計	11,562,475	11,423,939
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	96,123	301,045
繰延ヘッジ損益	718	2,541
為替換算調整勘定	137,466	101,441
その他の包括利益累計額合計	40,625	197,062
少数株主持分	3,366	3,366
純資産合計	11,525,216	11,624,368
負債純資産合計	23,622,689	24,983,443

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】
 【四半期連結損益計算書】
 【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成24年 1月 1日 至 平成24年 9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成25年 1月 1日 至 平成25年 9月30日)
売上高	26,973,188	26,096,607
売上原価	20,974,943	20,626,061
売上総利益	5,998,244	5,470,545
販売費及び一般管理費	5,664,149	5,458,574
営業利益	334,095	11,971
営業外収益		
受取利息	6,136	5,687
受取配当金	7,251	7,879
為替差益	14,398	66,905
違約金収入	80,380	-
雑収入	38,616	33,819
営業外収益合計	146,782	114,292
営業外費用		
支払利息	34,882	30,425
手形売却損	4,171	3,326
雑損失	9,457	10,833
営業外費用合計	48,511	44,585
経常利益	432,366	81,678
特別利益		
固定資産売却益	2,118	862
投資有価証券売却益	-	421
特別利益合計	2,118	1,283
特別損失		
固定資産除売却損	600	8,446
投資有価証券評価損	5,954	-
特別損失合計	6,554	8,446
税金等調整前四半期純利益	427,931	74,515
法人税、住民税及び事業税	269,151	209,400
法人税等調整額	84,083	126,219
法人税等合計	185,068	83,181
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益調整前四半期純損失()	242,863	8,666
四半期純利益又は四半期純損失()	242,863	8,666

【四半期連結包括利益計算書】
 【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成24年1月1日 至平成24年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成25年1月1日 至平成25年9月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益 調整前四半期純損失()	242,863	8,666
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	47,822	204,921
繰延ヘッジ損益	2,518	3,259
為替換算調整勘定	4,275	36,025
その他の包括利益合計	41,028	237,687
四半期包括利益	283,891	229,021
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	283,891	229,021
少数株主に係る四半期包括利益	-	-

【会計方針の変更】

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、第1四半期連結会計期間より、平成25年1月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

なお、この変更による損益に与える影響は軽微であります。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

1 受取手形割引高

	前連結会計年度 (平成24年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成25年9月30日)
受取手形割引高	475,809千円	81,423千円

2 譲渡済手形債権支払留保額

	前連結会計年度 (平成24年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成25年9月30日)
譲渡済手形債権支払留保額	113,898千円	110,444千円
受取手形債権流動化による譲渡高	535,588	476,662

(注) 譲渡済手形債権支払留保額は、債権流動化による受取手形の譲渡高のうち遡及義務として支払留保されているものであります。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、当第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成24年1月1日 至平成24年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成25年1月1日 至平成25年9月30日)
減価償却費	272,829千円	310,263千円

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自平成24年1月1日 至平成24年9月30日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年3月29日 定時株主総会	普通株式	165,089	15	平成23年12月31日	平成24年3月30日	利益剰余金

(注) 配当金の総額には、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が所有する当社株式に対する配当金2,233千円を含めておりません。これは、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が所有する当社株式を自己株式と認識しているためであります。

当第3四半期連結累計期間(自平成25年1月1日 至平成25年9月30日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年3月28日 定時株主総会	普通株式	111,548	10	平成24年12月31日	平成25年3月29日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自平成24年1月1日至平成24年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント					調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	電子機器 及び部品	製造装置	国内子会社	海外子会社	計		
売上高							
外部顧客への 売上高	15,641,202	7,175,970	1,935,507	2,220,507	26,973,188	-	26,973,188
セグメント間 の内部売上高 又は振替高	764,940	86,165	2,836,494	102,799	3,790,400	3,790,400	-
計	16,406,142	7,262,136	4,772,002	2,323,306	30,763,588	3,790,400	26,973,188
セグメント利益 又は損失()	385,821	78,370	230,551	44,202	650,540	316,444	334,095

(注)1. セグメント利益又は損失()の調整額 316,444千円には、セグメント間取引消去52,780千円、各報告セグメントに配分していない全社費用 369,225千円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない販売費及び一般管理費であります。

2. セグメント利益又は損失()は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自平成25年1月1日至平成25年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント					調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	電子機器 及び部品	製造装置	国内子会社	海外子会社	計		
売上高							
外部顧客への 売上高	16,654,664	4,684,708	1,703,401	3,053,832	26,096,607	-	26,096,607
セグメント間 の内部売上高 又は振替高	730,412	443,523	2,950,602	64,643	4,189,182	4,189,182	-
計	17,385,077	5,128,232	4,654,004	3,118,475	30,285,789	4,189,182	26,096,607
セグメント利益 又は損失()	151,492	158,717	9,849	72,648	75,273	63,302	11,971

(注)1. セグメント利益又は損失()の調整額 63,302千円には、セグメント間取引消去51,436千円、各報告セグメントに配分していない全社費用 114,738千円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない販売費及び一般管理費であります。

2. セグメント利益又は損失()は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントの変更等に関する事項

当社は、平成25年1月1日付にて、当社の製造装置（電子材料製造装置）の製造を行っているEM事業部を当社の国内子会社であるダイトロンテクノロジー株式会社へ、また電子機器及び部品（電源機器）の製造を行っている電源事業部を当社の国内子会社であるダイトデンソー株式会社へ事業譲渡いたしました。

これに伴い、第1四半期連結会計期間より、「製造装置」に含まれておりましたEM事業部及び「電子機器及び部品」に含まれておりました電源事業部は、いずれも「国内子会社」へ報告セグメントの区分を変更しております。

なお、前第3四半期連結累計期間のセグメント情報は、事業譲渡後の報告セグメントの区分に基づき作成したものを開示しております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 （自平成24年1月1日 至平成24年9月30日）	当第3四半期連結累計期間 （自平成25年1月1日 至平成25年9月30日）
1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり 四半期純損失金額（ ）	21円96銭	0円78銭
（算定上の基礎）		
四半期純利益金額又は四半期純損失金額（ ） （千円）	242,863	8,666
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額又は 四半期純損失金額（ ）（千円）	242,863	8,666
普通株式の期中平均株式数（千株）	11,060	11,111

（注）1. 前第3四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 当第3四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失金額であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3. 前第3四半期連結累計期間に資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）が所有しておりました当社株式については、四半期連結財務諸表において自己株式と認識しているため、1株当たり四半期純利益金額の算定に用いられた普通株式の期中平均株式数は、当該株式の数を控除しております。

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年11月8日

ダイトエレクトロン株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 尾仲 伸之 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高崎 充弘 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているダイトエレクトロン株式会社の平成25年1月1日から平成25年12月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成25年7月1日から平成25年9月30日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成25年1月1日から平成25年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、ダイトエレクトロン株式会社及び連結子会社の平成25年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。